

自転車を利用する皆さんへ みんなで守ろう！

※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができる的是、東口第1・西口第1・西口第2駐車場（全3か所）です。

※市の条例で、羽村駅・小作駅を中心と半径400m以内の区域を自転車放置禁止区域に指定しています。

■小作駅周辺には8か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができる的是、西口第3駐車場（1か所のみ）です。

■羽村駅周辺には8か所

自転車などに乗つて駅に向かう方は、自転車駐車場を利用しましょう。利用料は、いずれも無料です。

ルールを守って正しく利用！ 自転車駐車場



②災害時の避難や緊急活動時の障害物となります。
③街並みの景観が損なわれます。
ます。

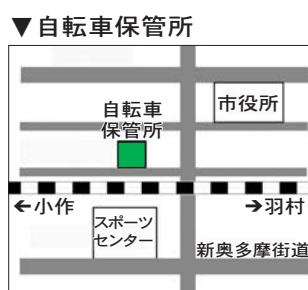
▼小作駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



▼羽村駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



返還時間
□月・火・木・金曜日：午前9時～午後4時
□水曜日：午前9時～午後7時30分
□土曜日：午前9時～正午
※日曜日、祝日、年末年始は業務を行つていません。



■自転車 2000円
■原動機付自転車 3000円
■自転車保管所 579-4815

放置禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車は、随時撤去し自転車保管所へ移送します。撤去手数料が必要となります。注意してください。

撤去した自転車は自転車保管所へ移送します

平成29年度の後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、皆さんのが病気やけがをしたときの医療費などの支払いにあたるため、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

※被保険者は、75歳以上の方で、それまで加入していた医療保険から自動的に加入します。また、申請により一定の障害があると認定された方は65歳から加入することができます。

保険料の決め方

所得割額

賦課のもととなる所得金額 (*)
× 9.07%

均等割額

被保険者1人あたり
42,400円

+

年間保険料額

100円未満切捨て
上限額 57万円

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被

保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

(*) 賦課のもととなる所得金額：前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減特例が見直されます

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて所得が一定基準以下の方に対し保険料の軽減を行っていますが、その中でも特に所得の低い方などを対象に特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国費で補つてきました。

しかし今後医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持するために、保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳しいお知らせは、7月に送付する保険料額決定通知書に同封する予定です。

保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額などの合計額が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (27万円 × 被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (49万円 × 被保険者の数) 以下	2割

所得割額の軽減

軽減特例として、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方を対象に、所得割額の50%軽減を行つてきましたが、平成29年度は20%軽減に縮小され、平成30年度以降は所得割額の軽減は廃止される予定です。これに上乗せする形で、東京都独自の軽減措置として、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が20万円以下の方を対象に、所得割額の100%および75%軽減を行つてきました。平成29年度は左表のとおり継続しますが、平成30年度以降は未定です。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成28年度	平成29年度
① 15万円以下	100%	70%
② 20万円以下	75%	45%
③ 58万円以下	50%	20%

※①・②は東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

象となつた方は資格取得日）で行います。